

学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

□ □ □ 学校法人福岡学園の役職の報酬及び費用弁償等については、この規程の定めるところによる。

(役職)

□ □ □ この規程において「役職」とは次に掲げる者をいう。

() 理事長

(〇) 専務理事及び常務理事

() 理事

() 監事

() 評議員

() 顧問

勤務する者(以下「常勤顧問」という。)は「常勤」とする。

の役職は「非常勤」とする。

(常勤役職の報酬等)

末手当、業績手当、年度末手当、旅費及び退職慰労金等を支給する。

() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(〇) 調整手当の額は、一般職の職員の例により支給する。

(Ⅱ) 職務手当の額は、報酬月額に100分の15を乗じて得た額とする。

(Ⅱ) 期末手当及び業績手当の額は、報酬月額に100分の120を乗じた額に一般職の職員の例による支給率及び勤務期間の割合を乗じて得た額とする。

(〇) 年度末手当は、法人の財政事情等を勘案のうえ、一般職の職員の例により支給する。

()

(四) 退職慰労金等の額は、その都度理事会の議決を経て定める。

□ 常勤監事には報酬、旅費及び退職慰労金を支給する。

() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(四) 退職慰労金の額は、その都度理事会の議決を経て定める。

□ 常勤顧問には報酬及び旅費を支給する。

() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(非常勤役職の報酬等)

[illegible]

を兼ねる場合の費用弁償は、当該教職員が教職員として受けるべき旅費相当額のほかは支給しない。

支給し、支給額はその都度理事会の議決を経て定める。ただし、教職員で当該役職を兼ねる者には支給しない。

(外国旅行の費用弁償等)

(報酬等の支給方法)

(改廃)

□ □ □ この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

□ 学校法人福岡歯科学園役職の給与及び費用弁償に関する規則はこれを廃止する。

この改正規程は、昭和55年12月15日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

この改正規程は、昭和56年12月25日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

७ ७ ७ ७ ७ ७ ७ ७ ७ ७ ५७ १२ २४ ७ ७ ७ ७ ७ ७ ७ ५८ ४ ७ ७ ७ ७ ७ ७

३.

この改正規程は、昭和59年12月21日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 60 12 20 0 0 0 0 0 0 0 60 4 0 0 0 0 0 0

る。

この改正規程は、昭和61年12月19日から施行し、施行の日に在任する役職に対し

この改正規程は、昭和62年12月18日から施行し、施行の日に在任する役職に対し

附 則

この改正規程は、昭和63年12月16日から施行し、施行の日^{（一）}に在任する役職に対し

□ □ □ □ □ 63 □ 4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

附 則

この改正規程は、平成元年12月15日から施行し、施行の日に在任する役職に対し

0 0 0 0 0 0 4 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 12 1 0 0 0 0 0 0

附 則

[illegible]

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

附 則

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 20 日から施行し、施行の日^{（一）}に在籍する常勤役職に

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

12 月の業績手当の
差額については、100 分の20 (100 分の10)で決定した率を支給する。

附 則

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 18

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 12 ☐ 14 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

□ □

附 則

12 13

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

附 則

[illegible][illegible]

附 則

この改正規程は、平成 11 年 16 月 日 から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 11 15

[illegible]

附 則

この改正規程は、平成 〇 〇 〇 〇 17 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

附則

この改正規程は、平成 〇 〇 11 〇 21 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

[illegible]

附 則

この改正規程は、平成 11 19

[illegible]

附 則

12 16 10

かわらず100分の305とする。

この改正規程は、平成10年12月15日から施行し、施行の日^{（一）}に在任する常勤役職に

使用する。

一般職の職員の例により算定して得た額とする。

この改正規程は、平成 15 年 10 月 20 日から施行し、平成 15 年 10 月 20 日以後の日から施行する。

15 11 20 15

する。

一般職の職員の例により算定して得た額とする。

この改正規程は、平成 16 年 〇 月 〇 日 から施行し、平成 16 年 〇 月 〇 日 から施行する。

この改正規程は、平成 17 年 10 月 15 日から施行し、平成 17 年 10 月 15 日から施行する。

使用する。

一般職の職員の例により算定して得た額とする。

18 11 14 19

□ 報酬月額が改正の前日において受けていた報酬月額に達しない常勤役職に対しては、その者の受ける報酬月額が同日に受けていた報酬月額に達するまでの間、改正前報酬月額とその者の受ける報酬月額との差額に相当する額を支給する。この差額に相当する額は、報酬月額に含まれるものとする。

□ 前記の差額を支給する者で、常勤役職の任期満了後に再任された場合については、引き続き差額を支給するものとする。

附 則

□ □ □ □ □ □ □ □ □ 21 11 17 □ □ □ □ □ □ □ 21 12 □ □ □

ら適用する。

19

は、当該報酬月額に 100 □ □ 99.68 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

平成 21年 12月に支給する期末手当の額は、当該規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次の()及び()に掲げる額の合計()及び()の額を控除する。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

() 21 ()

において受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額合計額
 □ 100 □ □ 0.24 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 11 □ □ □ □ □ (□ □ □
 □ □ □ □ □ 11 □ 30日までの期間において在職しなかった期間、報酬を支給
 されなかった期間、減額改定対象外であった期間がある者にとっては、当該期
 間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

() 21 100 0.24

額

附 則

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 22 □ 11 □ 19 □ □ □ □ □ □ □ □ 22 □ 12 □ □ □ □

ら適用する。

19

は、当該報酬月額に 100 □ □ 99.44 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

□ 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次の(□)及び(□)に掲げる額の合計額(同年 6 月 1 日において減額改定対象外の教職員であった者にあつては

() の場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

() 22 ()

において受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額合計額
 □ 100 □ □ 0.28 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 11 □ □ □ □ □ □ (□ □ □
 □ □ □ □ □ 11 □ 30日までの期間において在籍しなかった期間、俸給を支給
 されなかった期間、減額改定対象外であった期間がある教職員にあっては、当
 該機関の月数を減じた月数)を乗じて得た額。

() 22 100 0.28

額。

附 則

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 23 □ □ □ 19 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 23 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

附 則

[illegible]

19

100 98.94

はこれを切り捨てた額とする。

19

□ □ □ □ 26 □ □ □ 31 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

24

額(以下「基準額」という。)から次の()及び()に掲げる額の合計額(減額改定

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ (☐) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ (☐ ☐

「調整額」という。)を減じた額とする。

() 23 ())

て受けるべき給与のうち報酬、職務手当及び調整手当の月額合計額に100分の0.37

[illegible][illegible]

減額改定対象外であった期間がある常勤役職にあっては、当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額。

() 23 12 24

度末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額。

附 則

この改正規程は、平成26年12月16日から施行し、平成26年12月16日から適用する。

附 則

[illegible]

□ 差額の支給

改定後の常勤役職報酬表適用の日(以下「切替日」という。)により報酬月額が切

[illegible][illegible]

酬月額との差額に相当する額を支給する。

この差額に相当する額は、学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程に規定する報酬月額に加えるものとする。

附 則

[illegible]

附 則

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 28 0 0 0 15 0 0 0 0 0 0 0 0 28 0 0 0 15 0 0 0 0 0

 z_0

附 則

28 15

□ □ □ □ □ □ □ 27 □ □ □ □ □ □ □ □ □

第28条第1項第1号の「27」を「12」とし、
第100条第20項第1号の「27」を「12」とする。

附 則

第29条第19項第1号の「28」を「29」とし、
第28条第1項第1号の「28」を「29」とする。

第29条第1項第1号の「28」を「29」とし、
第100条第20項第1号の「28」を「29」とする。

附 則

この改正規程は、平成 29年 2月 21日から施行し、平成 29年 2月 21日から施行する。

附 則

第29条第24項第1号の「29」を「30」とし、

附 則

第30条第22項第1号の「29」を「30」とし、
第29条第1項第1号の「29」を「30」とし、
第100条第20項第1号の「29」を「30」とする。

附 則

第30条第23項第1号の「30」を「31」とし、
第23条第1項第1号の「30」を「31」とする。

附 則

第31条第1項第1号の「30」を「31」とし、
第30条第1項第1号の「30」を「31」とし、
第100条第10項第1号の「(第100条第10項第1号の100)」を「(第100条第10項第1号の100)」とする。

附 則

第21条第1項第1号の「31」を「32」とし、
第31条第1項第1号の「31」を「32」とし、
第12条第1項第1号の「100」を「101」とし、
第100条第10項第1号の「(第100条第10項第1号の100)」を「(第100条第10項第1号の101)」とする。

附 則

第11条第1項第1号の「21」を「22」とし、

附 則

第21条第1項第1号の「21」を「22」とする。

附 則

第20条第1項第1号の「20」を「21」とし、
第20条第1項第1号の「20」を「21」とする。

$$\frac{100}{100 + 20} \times 100 = 83.33\%$$
 の10)で決定した率を支給する。

附 則

[illegible]

附 則

[illegible]

附 則

17

附 則

[illegible]

附 則

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 21 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

区 分	標 準 号 俸	報 酬 月 額
理 事 長	常 勤 役 職 報 酬 表 〇 号 俸	付表のとおり
専 務 理 事	常 勤 役 職 報 酬 表 〇 号 俸	
常 務 理 事	常 勤 役 職 報 酬 表 〇 号 俸	

区分	鉄道賃 船 賃 航空賃	車賃	日当 (〇 〇 〇 〇 〇)	宿泊料 (〇 〇 〇 〇 〇)	
				東京都・京都府	その他道府県
理 事 監 事 評議員 顧 問	教職員旅費 規程の特別 職の職務に ある者の額	実費	10,000円	現に要した料金 (上限27,000円)	現に要した料金 (上限21,000円)

地までの移動に係る公共交通機関(鉄道及びバス)の実費を支給し、日当は支給しない。ただし、業務の必要により宿泊した場合には、定額日当を支給する。

区 分		報 酬 額	支 給 方 法
理 事	学外	理事手当 年額 600,000円	〇 〇 〇 〇 〇 〇 12〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 それぞれ300,000円を当該各月の理事会開催日に支給する。
	学内	理事手当 月額 50,000円 学校法人福岡学園 給与規程特別職俸給表 の適用を受ける教職員 には支給しない。	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 を準用する。
監 事	常勤	監事手当 理事会の議決を経た報酬額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 を準用する。
	非常勤	監事手当 (1)年額 600,000円 (2)勤務形態が他の非常勤役 職と異なる場合は、理事会 の議決を経た報酬額	左記(1)の場合 〇 〇 〇 〇 〇 〇 12〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 それぞれ300,000円を当該各月の理事会開催日に支給する。 左記(2)の場合 理事長と監事で協議して定めた日に支給する。
顧 問		理事会の議決を経た 報酬額	理事長と顧問で協議して定めた日に支給する。

付表 常勤役職報酬表

号 俸	報 酬 月 額
	円
Ⅰ	736,000
Ⅱ	765,000
Ⅲ	794,000
Ⅳ	852,000
Ⅴ	933,000
Ⅵ	1,006,000
Ⅶ	1,078,000
Ⅷ	1,153,000
Ⅷ	1,224,000

学校法人福岡学園給与規程(抜粋)

□ □ □ □ □ □ □ 省略

(給与の支払)

□ □ □ 給与は、その全額を通貨で直接教職員に支払う。ただし、協定等に定めるものは、これを給与から控除して支払う。

□ 前項の給与の支払いは、原則として、教職員の指定する教職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の支給方法)

□ □ □ 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

□ 教職員が退職又は解雇された場合は、その日までの俸給を支給する。

□ 教職員が死亡により退職した場合は、その月までの俸給を支給する。

とき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額、その月の現日数から学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（ ）基礎として日割によって計算する。

□ □ □ □ □ 11 □ 省略

(人事考課結果の反映)

第12条 教職員の昇給、降給、昇格、降格、業績手当及び年度末手当については、人事考課結果等に基づき行なう。

□ 13 □ □ 37 □ 省略

附 則

20

[illegible]

業績手当の差額については、教育職俸給表、医療職俸給表(一)、医療職俸給表(二)及び

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

表(一)及び一般職俸給表(二)適用者に、期末手当として100分の2.5、業績手当として

100 (100 2.5) する。

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 16 省略

別表第17 期末手当及び業績手当

(〇) 〇 〇 〇 〇

基準日	支給率	対象者
〇 〇 〇 〇 12 〇 〇 〇	100分の232.5	教育職俸給表、 医療職俸給表(一)、医療職俸給表(二) 及び福祉職俸給表適用者
	100分の126.25	特別職俸給表、一般職俸給表(一)及び 一般職俸給表(二)適用者

(〇) 〇 〇 〇 〇

基準日	支給率	対象者
〇 〇 〇 〇 12 〇 〇 〇	100 〇 〇 212.5 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 (勤務成績が良好である教職員 は100分の106.25)で決定した率	特別職俸給表、 一般職俸給表(一)及び 一般職俸給表(二)適用者

(〇) 〇 〇 〇 〇

勤務期間	割合
〇 〇	100分の100
〇 〇 15 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	100分の 95
〇 〇 〇 〇 〇 〇 15 〇 〇 〇	100分の 90
〇 〇 15 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	100分の 80
〇 〇 〇 〇 〇 〇 15 〇 〇 〇	100分の 70
〇 〇 15 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	100分の 60
〇 〇 〇 〇 〇 〇 15 〇 〇 〇	100分の 50
〇 〇 15 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	100分の 40
〇 〇 〇 〇 〇 〇 15 〇 〇 〇	100分の 30
〇 〇 15 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	100分の 20
〇 〇 〇 〇 〇 〇 15 〇 〇 〇	100分の 15
15 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	100分の 10
15日未満	100分の 〇
〇	〇

(〇) 〇 〇 〇 省略

〇 〇 〇 18 〇 〇 〇 〇 19 省略

学校法人福岡学園年度末手当規則(抜粋)

□ □ □ □ □ □ □ 省略

☐ ☐ ☐ ☐ ☒ 100 ☐ ☐ 150 ☐ ☐

の範囲内で教職員毎に決定した率とする。

年度末手当の額は、基準日現在において支給対象者が受けるべき俸給月額に
 を乗じて得た額とする。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 省略

□ □ □ □ 支給割合

勤 務 期 間	割合
□ □ □ □	100分の100
□ □ □ □ □ □ □ □	100分の 90
□ □ □ □ □ □ □ □	100分の 80
□ □ □ □ □ □ □ □	100分の 60
□ □ □ □ □ □ □ □	100分の 40
□ □ □ □ □ □ □ □	100分の 20
□ □ □ □ □ □ □ □	100分の 10
□ □ □ □	100分の 5